

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

エアロエントリー株式会社  
松本 篤史 殿

令和8年2月13日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条の85第1項第2号  
航空法第132条の86第2項第1号、第3号、第5号及び第6号

許可等の期間： 令和8年2月25日から令和9年2月13日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： 申請書（25T1358）のとおり

無人航空機： 申請書（25T1358）のとおり

無人航空機を飛行させる者： 申請書（25T1358）のとおり

条件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合にはこれを遵守すること。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」、「機体認証」、「技能証明」及び「第三者賠償責任保険」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。

令和8年2月25日

東京航空局長



無人航空機を飛行させる者： 亀田 信利

無人航空機一覧

無人航空機名称	登録記号等
T25	JU3249282720

※1. 本飛行許可証で承認されていない機体を飛行させた場合には、航空法違反となり、罰則の対象となります。

※2. 登録記号に抹消・変更などがあった場合には速やかに購入した代理店にお知らせください。

**【重要】本許可証での許可・承認内容について**

許可・承認内容は以下の通りです。

必ず航空局標準飛行マニュアルに従って運用を行ってください。

飛行の目的		業務（農林水産業）
立入管理措置		補助者の配置
飛行の経路（飛行の場所）		日本全国の農用地等上空に限る
飛行の高度		地表等からの高度 30m以内
申請事項	飛行禁止空域の飛行 （第132条の85関係）	<input type="checkbox"/> 空港等の周辺 <input type="checkbox"/> 150m以上上空 <input checked="" type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 （ただしDID地区での夜間飛行は行わない）
	飛行の方法 （第132条の86関係）	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 人又は物件から30m以上の距離が確保 できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input checked="" type="checkbox"/> 物件投下
無人航空機を飛行させる際の安全を 確保するために必要な体制に関する 事項		航空局標準マニュアルを使用する。 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf</a> 

■は承認された特定飛行を示しています。

□は特定飛行として承認されていないことを示しています。

農業散布飛行は特定飛行に該当するため、許可証携帯以外にも各種法令対応が必要です。

必ず国土交通省のHPをご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)



※飛行許可証の別紙について

農業ドローン協議会が上記の飛行許可承認を受けていることを証明いたします。

農業ドローン協議会運営事務局

お問合せフォーム：<https://utcagri.aeroentry.jp/contact/0>